

長野市福祉医療費給付制度 精神障害者の対象範囲検

1 (参考)精神障害者の対象範囲の拡大について

長野県は、福祉医療費に対する補助対象について検討するため、市町村の代表を含む「医療費給付事業検討会」を平成20年度に設置し、検討を行い、平成21年11月に一部補助対象を拡大した。

内容は、精神障害者の対象範囲について、「県において未実施となっている精神保健福祉(所得制限は所得税非課税)を加えることが適当である。ただし、この制度を持続可能なものとし、当面、対象医療を自立支援医療(精神通院医療)のみに限定して実施することが適当なため、実施時期は「平成22年4月とすることが適当である。」とされた。

長野市では、この提言を受け、社会福祉審議会への諮問、答申を経て、平成22年4月診療費負担率2級所持者についても、通院(自立支援医療分のみ・所得制限は本人所得税非課税者特別障害者手当準拠)を対象とするよう制度改正を行った。

2 精神障害者保健福祉手帳2級について通院全般まで拡大した場合所要額(増額分)試算

精神保健福祉手帳区分	入院通院の別	所得制限区分	人数	所要額(増額分)
			想定される範囲 〔最大値(1)～最小値(2)〕	想定される範囲 〔最大値(1)～最小値(2)〕
2級	通院(全般)	本人:所得税非課税 扶養義務者:特別障害者手当準拠	630人～377人	18,277千円～
				(うち一般財源) 12,770千円～

平成21年度決算

(1)最大値 = 平成22年4月1日現在、各級の精神保健福祉手帳所持者数(生活保護対象者数)を基礎として、生活保護費の所要額を試算した数値

(2)最小値 = 平成22年4月1日現在、精神保健福祉手帳1級所持者のうち、福祉医療費の負担率に相当する割合である59.97%を最大値(上記)の数値に乗じて試算した数値(生活保護費)

別紙2

討資料

長野県福祉医
院の見直しを提

止手帳2級通院
りとするに配
分である。」とさ

算分から精神保
課税及び扶養

合の

分の金額)
る範囲 最小値(2)
10,961千円
(うち一般財源) 7,658千円

算額ベース

旨を除く)から

受給申請をして
護対象者を除く)